

令和7年第10回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年10月2日（木）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	大澤 宏保、 中村 茂、 奥田 正人、 勝野 仁司、 山本 富義、 柴田 智弘、 近藤 辰夫、 奥村 武司、 伊藤 卓、 竹谷 益孝、 玉田 好二、 奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、 津田 誠、 山本 寛、 國枝 悟、 鈴木 泰示、 鈴木 好則、 奥村 松市、 三宅 静喜
欠席委員	菱川 幸夫、 田中きょうこ、 酒向 崇好
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議案	<p>第45号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第46号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第47号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について</p>
議長	<p>会長が欠席のため、副会長の中村が議長を務めさせていただきます。</p> <p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和7年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、1番、菱川幸夫委員、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、8番、酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、8名です。</p> <p>これより令和7年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、6番山本富義委員、7番柴田智弘委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有

権移転申請について説明します。

今月の申請は、贈与による所有権移転 1 件です。

受付番号 1 番は、塩の方と柿下の方との間における贈与による所有権移転です。

柿下地内において、譲受人は、自宅近隣の申請地を取得して、営農規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、以前より譲受人が耕作、管理しているため、贈与による所有権移転で申請された案件となります。

本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、柿下お願いします。

竹谷委員 農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、久々利柿下地内にある農地です。事務局から説明がありましたが、以前より譲受人が耕作、管理されており、無償の贈与として所有権を移転され、譲受人が継続して耕作されるとのことです。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 45 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 45 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第 3、議案第 46 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 3、議案第 46 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1 件です。

受付番号 1 番は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、中恵土地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅の倉庫、駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事は行わず、現状と変更なしとのことです。

本案件は、申請地を昭和 62 年頃より父親が、農地法の許可を得ず、倉庫、駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議	長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p> <p>受付番号1番、中恵土お願いします。</p>
三宅委員		<p>推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号1番は、中恵土、可児工業高等学校北の住宅に隣接する農地です。申請人は相続により取得しましたが、父親の代に許可を得ずに倉庫、駐車場敷地として利用していたため始末書が提出されている案件です。周囲の農地は自己所有地ですが、被害防除策としてコンクリートブロックが設置されており、雨水は東側市道側溝へ排水されています。現状のまま利用され、農業用施設への影響も無いため、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質問なし】</p>
議	長	<p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第46号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することに、ご異議ございませんか。</p>
委	員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、議案第46号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第4、議案第47号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号1番及び2番の案件は、9月、第9回の審議先送り案件ですが、申請取下げとなっております。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>日程第4、議案第47号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>今月の内訳は、売買による所有権移転4件、賃借権の設定1件の合計5件です。</p> <p>受付番号1番、2番は申請取下げとなっておりますので、3番から説明いたします。</p> <p>受付番号3番は、岐阜市の方と下切の方が売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号4番は、土田の方外1名と愛知県春日井市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、6区画に宅地分譲するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p>

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

本案件は、開発協議が必要な案件で、都市計画法に伴う協議が申請済みです。

また、申請地の一部を、平成 20 年 9 月頃より農地法の許可を得ないまま、自動車の乗り入れ口として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 5 番は、土田の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、3 区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

受付番号 6 番は、二野の方と大阪府堺市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、二野地内で、金属加工業の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないこととします。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号 7 番は、愛知県東郷町の方と名古屋市守山区の方外 1 名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、隣接地を一体利用して、霊園参拝者用の駐車場を整備することとします。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することとします。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

奥 田 委 員

受付番号 3 番から 5 番、土田をお願いします。

農業委員 4 番の奥田が受付番号 3 番から 5 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、土田渡地内にある農地を、売買により取得し、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲は、東は宅地、北と西は市道となり、南に農地が残りますが、被害防除策として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、北側の道路側溝へ排水され、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 4 番は、土田白髭神社参道の東にある農地を隣接地と一体利用して 6 区画に宅地分譲する転用申請となります。西側に農地がありますが、譲渡人の所有地で、被害防除として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。開発協議が必要な案件となり、雨水は、開発道路を中央に作られ、南側市道の道路側溝へ接続して排水されます。上下水道とも開発道路に整備をされます。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

		<p>受付番号5番は、土田地区センターと国道41号線の間にある農地を隣接地と一体利用して3区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、被害防除として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、南側の道路側溝へ排水され、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>受付番号6番、二野お願いします。</p>
奥村(武)委員		<p>農業委員9番の奥村が受付番号6番の案件について報告します。</p> <p>受付番号6番は、二野の工業団地に隣接する農地で、近隣にある金属加工業の会社が従業員駐車場として借りるための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、被害防除として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、駐車場として利用のため砕石敷で自然浸透となります。上下水道の利用はありません。駐車場としての利用であり、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>受付番号7番、柿田お願いします。</p>
玉田委員		<p>農業委員12番の玉田が受付番号7番の案件について報告します。</p> <p>受付番号7番は、柿田地内、東海環状自動車道、可児御嵩高速ICの南にある農地を隣接地と一体利用して霊園参拝者駐車場として整備するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、被害防除として周囲には、コンクリートブロックを設置されます。雨水は、駐車場として利用のため砕石敷で自然浸透となります。上下水道の利用はありません。駐車場としての利用であり、転用されても、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議	長	<p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第47号、受付番号3番から7番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委	員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、議案第47号、受付番号3番から7番は、許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第5、議案第48号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題とします。</p> <p>はじめに、本案件は、農業委員9番の奥村武司委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることはできません。したがって、本案件の審議の間、退席を求めます。</p> <p>【奥村武司委員 退席】</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事	務	<p>事務局</p> <p>日程第5、議案第48号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。</p> <p>別葉の議案第48号をご覧ください。</p> <p>受付番号1番から3番について、二野の方他1名が更新で農地中間管理機構を經由し、</p>

二野の法人と使用貸借権を設定する計画となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

貸借期間は、令和7年11月1日から令和17年10月31日及び令和7年10月31日から令和17年10月30日までの10年間です。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第48号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第48号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。

【奥村武司委員 着席】

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の9月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数17件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の9月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の9月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 農地台帳非登載確認申請

別添資料2をご覧ください。(件数3件)

山林化していることを確認し、証明書を発行しました。

5. 9月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

5件の届出がありました。

田 15筆 12,001.00㎡ 畑 5筆 1,279.10㎡ 合計 20筆 13,280.10㎡

6. 県が行う転用事業について

添付資料3により説明

東帷子地内で、県営ため池等整備事業、西ノ股ため池改修工事の施工のための仮設道路、資材置場として一時的に使用する。

転用期間は、令和7年9月1日から令和9年3月11日まで

7. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は10月29日の水曜日を予定しています。

また、令和7年第11回農業委員会総会は、令和7年11月4日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

8. 農業委員会の法令順守について

研修用DVDを利用して約30分の研修を実施

9. その他

令和8年7月の農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について、地元委員として、継続をお願いしたい。

改選の場合は、次期委員の人選にご尽力をお願いしたい。

12月の総会（12月4日、木曜日）後、忘年会を計画しています。予定しておいてほしい。

詳細については、後日改めて連絡します。

中 村 委 員

議 長

これをもちまして、令和7年第10回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。